

意見書案第4号

誰もがいつでも安心して利用できる介護制度の改善・拡充を求める意見書について

上記の意見書案を別紙のとおり、会議規則第14条の規定により提出する。

平成30年 6月12日

取手市議会議長

入江洋一 殿

提出者	取手市議会議員	池田 慈
〃	〃	小池悦子
〃	〃	加増充子
〃	〃	遠山智恵子
〃	〃	石井めぐみ
〃	〃	阿部洋子
〃	〃	齋藤久代

誰もがいつでも安心して利用できる介護制度の改善・拡充を求める意見書

介護の社会化を掲げ、介護保険がスタートして18年経過しました。

昨年9月～10月に行われた、内閣府の初の全国女性地方議員対象のアンケートで、出産・介護等の休業制度が不十分と回答した議員は8割以上となっております。介護休業の保障はもちろん、地域でいつでも利用できる介護施設・事業所があれば一般市民や議員活動の保障につながることは言うまでもありません。

私たちは、全国でも先進的な地域医療・介護連携システムを推進している自治体の取り組みを議会として研修してきました。この市の取り組みは、医師・介護の記録が必要に応じ、見られる情報の共有化で要介護者への対応が適切にきめ細かに行われているなど報告され、このようなシステムを多くの自治体で導入できるよう、国としての財政支援を求めるものであります。介護は男女ともにかかわる問題であり、誰もが必要なときに介護サービスが受けられる制度拡充が求められています。

以上のことから、下記事項を強く要望いたします。

記

1. 誰もがいつでも安心して利用できる介護制度の改善・拡充をすること。
2. 各自治体で地域医療・介護連携システム構築推進のために必要に応じた財政支援をすること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき意見書を提出いたします。

〔提出先〕 内閣総理大臣 衆参両院議長 厚生労働大臣 財務大臣 法務大臣
内閣府特命担当大臣（男女共同参画・経済財政政策）